

札幌市病院局工事等入札結果内部調査委員会設置要綱

平成 21 年 9 月 28 日管理者決裁

平成 23 年 3 月 31 日一部改正

(目的)

第 1 条 札幌市病院局が、一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)の方法により発注する工事等の入札の結果において、札幌市病院局工事等入札結果調査要領(平成 21 年 9 月 28 日管理者決裁)第 4 条第 2 項の規定により、入札結果の調査を取り扱うことを目的として、札幌市病院局工事等入札結果内部調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 経営管理部長
- (2) 総務課長
- (3) 総務課施設管理担当課長
- (4) 経営企画課長
- (5) 医事課長

2 静療院に係る調査対象工事等については、前項各号に掲げる委員の他に静療院庶務課長を加えるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認めた場合は、委員長が指名する者を委員とすることができる。

(委員長等)

第 3 条 委員長は、委員会の会議の議長となり、会務を総括するものとし、経営管理部長をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき、又はやむを得ない事情により出席できないときは、経営企画課長がその職務を代理する。

3 前項により職務を代理した者にも事故があるとき、又はやむを得ない事情により出席できないときは、委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(事情聴取等)

第5条 委員会は、入札参加者、工事等担当課その他必要と認められる者に対し、書類の提出を求め、事情聴取を行うことができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営企画課で行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。